

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和8年2月13日（金）放送分

今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 第21回チャリティー芸能祭開催について
- (3) 令和7年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

(1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔2月5日（木）～2月11日（水）分〕

○お金の寄付は、 内訳	<u>合計 16件 366,980円</u>
自由預託金	4件 219,180円
指定預託金（日本赤十字社へ）	1件 5,000円
災害復興支援指定金（令和6年能登半島地震災害支援金）	3件 97,900円
チャリティーボックス募金	5件 39,020円
誕生日献金	3件 5,880円

今週の主な寄付は、令和6年能登半島地災害支援金に豊川信用金庫様、豊川市役所様、ひまわり農業協同組合合同で97,900円ご寄付されました。これは豊川カレーで能登を応援しようと企画され売上的一部分を本行へ災害指定寄付されました。なお、本行では石川県にお届けしています。

○物品の寄付は、食品、書き損じはがきなど6件ありました。

主な寄付品は、豊丘高等学校家庭クラブ様から牛乳パック1,700枚を寄付された。また匿名希望様より書き損じはがき360枚を寄付された。地元の福祉のために活用します。

(2) 第21回チャリティー芸能祭開催について

演芸ボランティアで実行委員会を作り実施している第21回チャリティー芸能祭を令和8年2月28日（土）午後0時30分から午後3時30分、場所は豊橋市公会堂で開催します。今回は10団体が日頃研鑽の芸を披露します。演芸内容は多彩で和太鼓演奏、舞踊、キッズダンス、二胡演奏、ゴスペル、津軽三味線、カホン演奏、ジャズ演奏、カラオケです。入場は無料になりますので、是非ご来場をお待ちしています。

(3) 令和7年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

確定申告の受付が始まっていますが、豊橋善意銀行へ「維持会費」や寄付金をお寄せ下さいました方は税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには確定申告を行っていただく必要がありますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局 〒440-0806 豊橋市八町通5-9

電話 (0532) 52-7893 / FAX (0532) 52-7894